

作成日 2016/02/18
改訂日 2024/02/05

安全データシート

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	フローンクリートローラー用 主剤 ブラウン
製品コード	600434
整理番号	HNT003111-7
供給者の会社名称	東日本塗料株式会社
住所	124-0006 東京都葛飾区堀切3丁目25番18号
担当部門	品質保証部
電話番号	0480-65-5880
FAX番号	0480-65-5798
緊急連絡電話番号	0480-65-5880
推奨用途	塗料

2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類

健康有害性	急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 区分4 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分2(血液系 呼吸器 腎臓 中枢神経系) 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分2(呼吸器) 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない(分類対象外)か分類できない。
-------	---

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語 危険有害性情報

警告
H332 吸入すると有害
H371 血液系、呼吸器、腎臓、中枢神経系の障害のおそれ
H373 長期にわたる、又は反復ばく露による呼吸器の障害のおそれ

注意書き 安全対策

ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。
(P261)
粉じんの吸入を避けること。(P261)
取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。(P270)
屋外又は換気の良い場所でだけ使用すること。
(P271)
ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。
(P260)

応急措置

吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。(P308+P311)
気分が悪いときは医師に連絡すること。(P312)

保管

気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。(P314)
施錠して保管すること。(P405)

危険有害な分解生成物	情報なし	
11. 有害性情報		
急性毒性	吸入	ATEmix=(100% - 88.7176470590%) / ((5.40% / 2.7mg/l) + (5.8823529410% / 5.05mg/l)) 計算結果が3.56mg/lのため、区分4としたミスト
皮膚腐食性／刺激性		加成方式が適用できる成分からの判定: (区分1+1A+1B+1C)×10+区分2の成分合計が6.38%であり、濃度限界(1%)以上のため、区分3に該当。
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性		データなし
呼吸器感作性		データなし
皮膚感作性		データなし
生殖細胞変異原性		データなし
発がん性		データなし
生殖毒性		データなし
特定標的臓器毒性(単回ばく露)		エチレングリコールが5.40%≥1%のため、区分2(血液系)に該当。 エチレングリコールが5.40%≥1%のため、区分2(腎臓)に該当。 エチレングリコールが5.40%≥1%のため、区分2(中枢神経系)に該当。 酸化鉄が5.88%≥1%のため、区分2(呼吸器)に該当。 酸化鉄が5.88%≥1%のため、区分2(呼吸器)に該当。
特定標的臓器毒性(反復ばく露)		データなし
誤えん有害性		データなし
12. 環境影響情報		
水生環境有害性 短期(急性)		データなし
水生環境有害性 長期(慢性)		データなし
生態毒性		データなし
残留性・分解性		データなし
生体蓄積性		データなし
土壤中の移動性		データなし
オゾン層への有害性		モントリオール議定書の付属書に列記された物質を含まない。
13. 廃棄上の注意		
残余廃棄物		廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。 都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
汚染容器及び包装		容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。 空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。
14. 輸送上の注意		
国際規制	海上規制情報 Marine Pollutant	該当しない Not applicable

国内規制	Liquid Substance Transported in Bulk According to MARPOL 73/78, Annex II, the IBC Code	Not applicable
	航空規制情報	該当しない 取扱い及び保管上の注意の項の一般的注意に従う。
緊急時応急措置指針番号	陸上規制 海上規制情報 海洋汚染物質 MARPOL 73/78 附 属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質 航空規制情報	該当しない 該当しない 非該当 該当しない 該当しない なし
15. 適用法令	名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)	
労働安全衛生法	名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9) ・アンモニア(法令指定番号:39) (0.1%) ・エチレングリコール(法令指定番号:75) (5.4%) ・酸化鉄(法令指定番号:192) (6%) 腐食性液体(労働安全衛生規則第326条) 皮膚等障害物質含有	
毒物及び劇物取締法	非該当	
化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)	非該当	
化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)	
水質汚濁防止法	有害物質(法第2条、施行令第2条、排水基準を定める省令第1条)	
消防法	非危険物	
大気汚染防止法	揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)	
海洋汚染防止法	個品運送P(施行規則第30条の2の3、国土交通省告示)	
外国為替及び外国貿易法	有害でない物質(施行令別表第1の2) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Y類同等の物質)(環境省告示第148号第2号) 有害液体物質(Z類同等の物質)(環境省告示第148号第3号) 輸出貿易管理令別表第1の14項 輸出貿易管理令別表第1の16の項	

特定有害廃棄物輸出入
規制法(バーゼル法)
労働基準法

特定有害廃棄物(法第2条第1項第1号イ、平
成30年6月18日省令第12号)
疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第
35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報

連絡先
参考文献

その他

本書の内容は、法規改正、新しい知見や情報入手、試験等により訂正されることがあります。
全ての化学製品には、未知の危険性や有害性が有り得るため、取扱いには細心の注意が必要です。

本書には通常の危険性や有害性について記載してありますが、記載内容以外の危険性や有害性が存在しないことは保証出来ません。

記載事項は通常の取扱いを対象としたものであり、特殊な取扱いをする場合には、新たに用途、用法に適した安全策をご実施の上、取扱い願います。

東日本塗料株式会社

溶剤便覧

製品評価技術基盤機構(NITE)

メーカー-SDS

日本工業標準調査会「JISZ7253 GHSに基づく化
学品の危険有害性情報の伝達方法、作業場内の
表示及び安全データシート(SDS)」

日本工業標準調査会「JISZ7252 GHSに基づく化
学品の分類方法」

日本塗料工業会編集「容器イエローカード(ラベ
ル方式)塗料マニュアル 改訂版」

日本ケミカルデータベース製物質データベース
[注 意] 危険性・有害性の評価は必ずしも
十分ではありませんので、取扱には十分注意し
て下さい。

この製品の製品安全データシートの記載内容の
うち含有量、物理化学的性質などの値は、保証
値ではありません。

記載内容は現時点で入手できる資料、情報に基
づいて作成しておりますが、すべての化学品に
は未知の有害性があり得る為、取扱いに当たつ
ては細心の注意が必要です。

注意事項は通常の取り扱いを対象としたもので
ある為、特殊な取扱いの場合には、用途・用法
に適した安全対策を実施の上ご使用下さい。
又それらが実際の使用状況に相応しているか、
環境保護の目的にそっているか、あるいは貴社
の従業員の方々や貴社製品購入者の健康・安全
を損なわないか等については、貴社の責任にて
ご判断願います。